

藤沢市国民健康保険条例の一部改正について

藤沢市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）3月19日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第10条第1号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第14条第1項中「510,000円」を「520,000円」に改める。

第14条の2の9第1項中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第14条の6第1項中「140,000円」を「160,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市国民健康保険条例第10条第1号及び第2号、第14条第1項、第14条の2の9第1項並びに第14条の6第1項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、な

お従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部が改正され、国民健康保険料の基礎賦課額等の限度額が引き上げられたことにより、本市の国民健康保険においても同様の措置を講ずるため及び国民健康保険法が改正され、一般被保険者に係る基礎賦課総額を算定する基準が恒久化されたため、所要の改正をする必要による。